

フォレストワーカー育成研修について

1 フォレストワーカー育成研修とは

フォレストワーカー（林業作業士）とは、林業に関する基本的な知識や技術・技能を有し、現場管理責任者等の指示の下で安全かつ効率的な作業を行える者をいいますが、フォレストワーカーに認定されるためには、国が定めた所定の研修を修了する必要があります。新潟県では、新潟県林業労働力確保支援センターが緑の雇用事業やいがたフォレストワーク支援事業によりフォレストワーカーを育成する研修を実施しています。

「フォレストワーカー育成研修」は、県が新潟県林業労働力確保支援センターに委託したフォレストワーク支援事業のメニューの一つとして実施されるものです。この研修を修了した者は、国に対して研修修了者名簿にフォレストワーカーとして登録を申請することができます。

2 フォレストワーカー育成研修の内容

次の3つの研修を2年間で実施します。

① 資格取得研修

フォレストワーカーとして必要とされる12種類の講習や特別教育を受講します。基本的には、各機関で実施される講習等に自主的に参加するものですが、受講料に対して1/2から3/4が助成されます。

② 集合研修

基本的には、1年目で10日間の集合研修を受講します。この中で林業の基礎知識、労働安全、伐木技術、森林調査・測量等について研修を受けます。

③ OJT研修

2年間で林業作業と付随するメンテナンス等の実習を201時間行います。OJTでは、指導できる能力を有する者が指導者となります。

3 緑の雇用事業でのフォレストワーカー研修との違い

① 緑の雇用と比較して研修の日数が少ないため内容が限定的

緑の雇用：3年間で集合研修79日、OJT研修420日上限

FW育成研修：2年間で集合研修10日、OJT研修201時間以上

② 認定林業事業体以外でも受講可能（緑の雇用は認定事業体が主体）

③ 林業従事年数2年以上の人でも受講可能（緑の雇用は2年未満）

④ OJT研修の指導者は指導できる技量があればよい。（FL、FMでなくとも可）

⑤ 2年間の研修でフォレストワーカー登録申請可（緑の雇用は3年間の研修）

ただし、林業従事年数が3年以上である必要があります。

4 フォレストワーカー登録者

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
登録人数	284	268	258	237